

## 知覚の〈主観的継起〉の非独立性

——カントの因果論とヒューム批判——

遠 藤 千 晶\*

Dependency of ‘a Subjective Succession’ of Perceptions :

Kant’s Theory of Causality and His Criticism against Hume

ENDO Chiaki

### abstract

The purpose of this paper is to examine a characteristic of Kant’s theory of causality and to demonstrate a status of ‘a subjective succession’ of perceptions in his theory. A characteristic of Kant’s theory of causality is the following: causality is regarded as a frame of our logical thoughts. In detail, according to him, our recognition about causal relations is realized through the imposition of a causality-category upon ‘a subjective succession’ of perceptions. One interpretation of this view can be understood more clearly when we compare this argument with Hume’s theory of causality.

In this paper, first I examine Kant’s criticism against Hume in ‘the Transcendental Doctrine of Methods’ of *Critique of Pure Reason*, and clarify the difference between their basic structures by paying attention to Kant’s concept of ‘possible experience’. Second, I probe Kant’s argument in the chapter on ‘second analogy’ of experience and consider his views about the meaning of ‘occurring’ of events. Thus, finally I demonstrate the dependency of ‘a subjective succession’ of perceptions upon ‘an objective succession’.

Key words : Kant, Hume, the theory of causality, a subjective succession

### 序

或る事象がその原因となる事象に引き続いて生じる、という事態を我々はいかにして認識しているのか。カントの見解をごく簡潔にまとめれば、その認識は知覚の継起に因果性のカテゴリーが図式に従って適用されることによって成立することになるだろう。このような見解については、例えばベネットが提示したように、ヒュームが因果秩序を世界に付け加えられた任意の「余剰物」と見なし、我々の世界経験はいつでも無秩序な状態へ転化しうると考えたのに対して、カントは悟性が個々の因果法則を自然に「負わせる(impose)」ことによって自然を因果的に秩序づけると考えた、とする解釈がありうる<sup>1</sup>。この解釈においては、因果法則を「負わせる」という点が特に注目され、この点においてカントとヒュームが対比されているといえる。だがそこでは、因果性を「負わせる」ということの内実や、因果性を適用される以前の知覚の〈主観的継起〉が持つ認識上の身分に対して十分な注意が払われていないようと思われる。本稿ではこれらの問題に関係するカントの議論に着目し、そ

キーワード：カント、ヒューム、因果論、主観的継起

\*平成14年度生 比較社会文化学専攻

のうちにカントの因果論の特質とそのヒューム批判の要点を読み取ることを試みる。

以下では、まずカント因果論の基本的な構図をヒュームの懷疑的議論との対比において解釈するために、ヒュームの因果論を必要な限りで取り上げる（1）。続いて『純粹理性批判』「超越論的方法論」中の一節「自己自身と不一致の純粹理性の懷疑的満足の不可能性について（Von der Unmöglichkeit einer skeptischen Befriedigung der mit sich selbst veruneinigten reinen Vernunft）」におけるヒューム批判の内実を検討し、カントの〈可能的経験〉という視点とその意義を明らかにする（2）。その上で経験の「第二類推」における議論を取り上げ、〈生起〉の意味内容に関するカントの見解と、知覚の〈主観的継起〉が持つ認識上の位置づけについて考察する（3）。

## 1 ヒュームの因果論——「恒常的連接」の経験

ヒュームは、因果性の観念がそこから生じてくる起源として、原因と結果との「近接（contiguity）」「継起（succession）」、および「必然的結合（necessary connexion）」<sup>2</sup>の三点を挙げている。

ヒュームによれば、我々が事象の中に因果性を見出す際には、まず原因・結果と見なされる二つの事象の間に空間・時間的な「近接」の関係が成り立っていないなければならない（cf.1.3.2.）。この主張は我々の常識的な感覚に合致している。例えば、ここでガラスのコップを落とした後に二キロ先の喫茶店のコップが割れたとしても、我々は通常それらの間に因果関係を認めることはないとであろうし、三日前にコップを落としたことが今そのコップが割れた直接の原因と見なされることもないであろう。

続いてヒュームが取り上げるのは、原因と結果との「継起」の関係すなわち原因の結果に対する時間的な「先行（priority）」である（ibid.）。例えば、道で転んで怪我をしたという場合、〈転ぶ〉という事象は〈怪我をする〉という事象よりも先行していると見なされている。我々は当然ながら、結果の方が原因に先行して起こるとは考えない。怪我をしてから転んだとしても、それは転んで怪我したことにはならない。またヒュームによれば、原因と結果とは同時的に生起するともいえず、たとえそれらが生起する時点の相違が我々には感知できないとしても、この継起の関係にあると見なされねばならない<sup>3</sup>。

最後に、「いま述べた二つの関係のどちらよりもはるかに重要」（ibid.）な起源として、原因と結果との「必然的結合」（ibid.）が挙げられる。すなわちヒュームは、原因となる事象が起こると必ず結果となる事象がそれに伴って生じるという必然性が因果関係の把握のためには不可欠だと主張するのである。それでは、この原因と結果との「必然的結合」という関係は、何処に見出されるのか。ヒュームによれば、原因・結果となるそれぞれの事象の性質についていかに分析したとしても、それらの性質の中には原因と結果の「必然的結合」を示すいかなる要素も見出されえない（1.3.2., 1.3.5.）。それでは事象間の「関係」についてはどうか。ヒュームによると、やはり「対象の間の関係を考えてみても、近接と継起の関係以外には何も見つけ出すことができない」（1.3.2.）。

さらにヒュームは、「存在するものにはすべてその原因がなければならぬ」という原則そのものを疑問視する。この点について、ヒュームは以下のように論じている。まず、この原則が成立するためには、「なにものも結果を生み出する原理[原因]がなければ存在し始めるのは不可能である」ということが示されねばならない。だが、我々は原因の観念と結果の観念とを判別でき、したがってそれらを分離して把握することができる。例えば〈コップを床に落とす〉という事象と〈コップが割れる〉という事象とは明らかに判別可能であり、分離して把握されうる。そして、分離して把握されうる以上、後者の事象を前者の事象から切り離して、後者のみを独立に想像することが可能であり、さらにそうである以上は両者を現実に分離することもまた可能である、とヒュームは主張するのである。

このように、原因と結果の必然的関係は、双方の観念に関する知識や推論からは導かれえない。それでは、〈新しい結果の生成にはすべて原因が必要である〉という我々の因果観は何処から生じてくるのか。ヒュームはその起源を経験のうちに見出す。ヒュームは次のように述べている。

「一つの対象の存在から他の対象の存在を推理できるのは、ただ「経験」によってだけである。」（1.3.6.）

「原因と結果の観念は、ある特定の対象が過去のすべての実例で、きまって互いに伴っていたことを知らせる経験に起因する。」（ibid.）

この因果の観念を生じさせる経験を、ヒュームは「恒常的連接（constant conjunction）」（cf.1.3.6.）によって説

明する。例えば、〈炎〉が〈熱さ〉の感覚を生じさせるという因果関係は、過去の我々の経験において両者が空間・時間的な近接と継起という関係において生じるという事態を何度も経験した結果推論されるというのである。この因果の推論は、ヒュームにおいては、結局のところ理性（知性）によってではなく、「想像」によって可能となるものとして規定される<sup>4</sup>。

因果性の観念の起源についてヒュームは以上のように論じる。

## 2 カントのヒューム批判——事象内容の偶然性と法則の必然性

以上の議論から読み取ることができるのは、ヒュームは因果概念の持つ意味を否定しているのではなく、我々が日常的にそれを活用していることを前提として認めていたことである<sup>5</sup>。この点に関して、カントは『プロレゴメナ』において次のように述べている。

「原因という概念が正当で有用なもの、あらゆる自然認識に不可欠のものであるかどうかは、問題ではなかった。というのは、このことについて、ヒュームは決して疑いをかけなかったからである。問題は次のことであった。原因という概念が、理性によってアブリオリに考えられ、こうして、すべての経験から独立の内的真理を持ち、したがって、単に経験の対象に限らず、もっともはるかに広い範囲にわたって有用であるかどうか。これについて、ヒュームは、解明を期待したのである。」(IV - 258f.)

すなわちカントによれば、ヒュームの議論の要点は、因果関係の理解が我々の自然認識において果たす役割を疑うことがあるのではなく、ただ因果という概念が有用である範囲を解明することにこそあった、というのである。この点について、カントの見解を基に考察してみよう。

我々は、学的な営みにおいてのみならず、日常生活においても多様な因果関係の理解に基づいて行動している。例えば、我々は卵をゆでるとゆで卵が出来、焼くと卵焼きが出来るということを了解している。その上で、ゆで卵を作りたい時にはゆでるという手段を、卵焼きを作りたい時には焼くという手段を選択する。その際に我々は、卵をゆでると卵焼きが出来るかも知れないなどとは考えないであろう。この場合、〈卵をゆでる〉という原因は〈ゆで卵が出来る〉という結果と結び付けられている。ヒュームは我々の因果理解がこのように成り立っていることを前提として、そうした因果理解のあり方とそれが生じてくる起源を解明しようとしたのである。

このように、経験された事象について因果理解を我々が事実として持っているという点においては、ヒュームとカントの見解は対立していない。それにも関わらず両者は、因果概念が必然的に妥当する領域については異なる見解を示している。ヒュームによれば、因果関係は経験的で偶然的な規則にすぎないので、これに経験された事象の領域を超えた必然的な妥当性を認めることはできない。すなわちヒュームによれば、我々の因果関係の理解においては、経験された事象の間に「恒常的連接」が（何故かは分からぬが）見出されたということ、および、それらを観念の連合によって結び付ける（結び付けてしまう）ということが起こるのみだということになる。

これに対してカントは次のように述べている。

「ヒュームは…悟性と理性とのアブリオリないわゆる諸原理をすべて空想的なものと見なした。そしてそれゆえに、それらの諸原理は経験とその諸法則から生じる習慣以外の何物でもなく、したがって単に経験的な、言い換えばそれ自体で偶然的な諸規則であって、それらの諸規則に我々は誤って必然性と普遍性を与えているにすぎないということを見出した。」(A765/B793)

それに対してカントにとっての因果性とは、経験と習慣によって獲得されるようなものではない。むしろカントにおいては、後述する経験の「第二類推」における議論で示されているように、因果性は経験に先立ったアブリオリな原理の一つであり、経験を可能にする枠組として見なされているのである。このような見方に基づいてカントは、ヒュームを次のように批判する。

「ヒュームは、法則に従った我々の規定の偶然性から、法則それ自体の偶然性を誤って推論したのであり、また或る物の概念から可能的経験へと超えてゆくことを彼は、言うまでもなくいつでも経験的であるところの、現実的経験の諸対象の総合と取り違えたのである。」(A766/B794)

このカントのヒューム批判はいかなる内実を持っているのか。

まず、カントのいう「法則に従った我々の規定の偶然性」とは、我々が原因および結果として把握する個々の具体的な（経験された）事象内容の偶然性のことであると考えられる。つまり、何が原因として、そしてまた何が結果として把握されるのかということは、我々がどのような事柄を経験するかに依存して決定される。したがって、原因および結果として具体的に規定される内容が経験的で偶然的であるということは、ヒュームにおいても同様に、カントにおいても認められているのである。

だがそのことは、こうした経験的・偶然的な事象内容を規定する際に我々が従っているところの思考の枠組としての法則そのものまでもが経験的・偶然的であるということを意味しているわけではない。そしてカントが着目する因果性とは、この経験的認識を可能にする思考の枠組としての、すなわちそれに従って我々が具体的な事象内容を規定するところの法則の一つとしての因果性なのである<sup>6</sup>。こうした観点からカントはヒュームを批判し、因果関係のもとでとらえられる個々の事象内容が経験的・偶然的であることに基づいて、それをとらえる思考そのものの枠組としての因果性が経験的・偶然的であるという誤った帰結を導いている、と主張するのである。

さらにカントは、先の引用文中で続けて、ヒュームの誤りが「或る物の概念から可能的経験へと超えていくこと」と「現実的経験の諸対象の総合」とを混同している点にあることを指摘している。まず「或る物の概念から可能的経験へと超えていくこと」とは、因果関係のもとでとらえられた具体的な事象内容からそれらを規定する思考の枠組（法則）としての因果性へと遷行するということを意味していると考えられる。そして、「現実的経験の諸対象の総合」とは、ヒュームのいうところの「実例」としての、経験された事象内容を因果関係のもとで結合して把握することである。後者は当然ながら経験なくしては不可能であり、その意味で偶然的だが、だからといってその偶然性に依拠して前者の偶然性を主張することはできないはずである。ところがヒュームは両者を混同してこのような誤りをおかした、とカントは主張するのである。

ここで注目すべきなのは、カントが「可能的経験」について言及していることである。ヒュームは結局、因果性の必然的妥当性が及ぶ範囲を、〈経験された事象〉と〈まだ経験されていない事象〉という区別に基づいて考えているといえる（cf.1.36）。すでに述べたように、ヒュームは原因と結果の結合について、それらの恒常的連接を経験した後でさえ、我々はそこでとらえられた因果関係がすでに観察された個々の実例以上に拡張可能であることを経験を待たずに論証することは不可能であると主張していた。こうした主張においてヒュームは、〈因果関係を個々の実例以上に拡張すること〉を次のようにとらえていると考えられる。すなわちヒュームにとってそれは、〈経験された事象〉から得られた因果関係を、どのように生起するのかが確実にはわからない〈まだ経験されていない事象〉へと適用することである。その際ヒュームにとって重要なのは、すでに恒常的連接によって獲得された因果関係が少なくとも〈経験された事象〉の領域においては確実に妥当しているといえるのに対して、それが〈まだ経験されていない事象〉の領域において妥当するかどうかは不確実である、ということであった。つまりヒュームの主張は、〈経験された事象〉と〈まだ経験されていない事象〉という二分法に基づいてなされていると考えられる。

これに対してカントは、因果律の妥当性の及ぶ範囲は個々の〈経験された事象〉にとどまらないとする。カントによると、因果律という法則は我々にとって「完全にアブリオリに、しかし、第三のものすなわち可能的経験との連関においてではあるが…認識しうる」（A766/B794）ものである。すなわちカントにとって〈経験された事象〉と〈まだ経験されていない事象〉との間にある深淵は問題ではなく、むしろ一般に経験を成立せしめる法則こそが問題であった<sup>7</sup>。そして〈事象内容〉から〈経験の構造〉へのこの主題の転換によって、カントは因果律を〈経験された事象〉と〈まだ経験されていない事象〉の双方を包含した「可能的経験」——実際に起こったか否か、そして今後事実として起こるか否かに関わらず、およそ起こることが可能である経験——の領域に一般に妥当するアブリオリな法則として見出す視点を獲得したと考えができるのである。

だが、それでは因果性はいかなる仕方で経験の成立に関与しているのか。また、単なる知覚の継起を因果性という枠組によらずに別の仕方で解釈するということはありえないのか。前者の問いで問題になるのは、〈生起〉という事象の意味内容であり、後者の問いで問題になるのは知覚の主観的継起の持つ認識上の位置づけである。次節では、このような問題に対するカントの解答を「第二類推」の議論のうちに探っていくことにしたい。

### 3 〈生起〉の構造と〈主観的継起〉の位置づけ

#### 3.1 〈生起〉の意味内容

カントが「第二類推」で主張するのは、事象の「生起 (Geschehen)」—以前に存在しなかった状態が生成すること—(cf.A189/A191/B236) に関する我々の把握は、〈生起〉の結果である事象に先行する或る事象を前提してはじめて成立する、ということである。この主張は、「すべての変化は因果の連結の法則に従って生起する」(A189/B232) とも言い換えられている。すなわち、事象の〈生起〉に関する認識は、常に因果性という枠組のもとで成立する、とカントは主張するのである<sup>8</sup>。こうした主張は、〈生起〉についての認識が持つ意味によって正当化されることになる。

まずカントは、〈生起〉の構造を、〈家〉と〈舟が川を下っていく〉という事態の違いによって際立たせる。このうち〈生起〉としてとらえられるのは後者である。だが、一見すると〈舟が川を下っていく〉という事態は連続的な一つの出来事であるかのように見える。そうすると、なぜそれが〈或る事象から他の事象が生起する〉という事態の例になりうるのかが理解しがたくなってしまう。だが、カントはこの事態を連続的な一つの出来事とは見なしていない。むしろカントはこの事態を、〈上流に舟が浮かんでいる〉という状態 A から、〈下流に舟が流れ行く〉という別の状態 B が生成していくという事態としてとらえていると考えられる。

こうした前提のもとで、カントの二つの例を比較してみよう。例えば、或る建物を眺める場合、我々はその屋根をまず見、徐々に視線を移して建物の土台で終わることもできれば、その逆も可能であり、また、建物の左側から始めて右へと視線を移すこともできる。この場合には、諸知覚の順序を必然的に規定するような規則は見出されえない。それに対して、一隻の舟が川を下っていくのを見る際には、下流における舟の知覚は上流における舟の知覚に後続しうるが、その逆は不可能である。つまり、舟が流れ去るという事象の〈生起〉を把握する際には、二つの知覚が継起する順序が定まっている。この場合我々は、この定められた順序に強制されて事象の〈生起〉を把握するのである<sup>9</sup>。

この対比についてさらに考察してみよう。どちらの例でも我々はそれらについての知覚の継起を持っている。しかし、それぞれの継起の持つ意味は異なっている。〈家〉を観察する場合、観察する主観の知覚内容は継起しつつ移り変わっていくが、その変化が家そのものの変化としてとらえられるわけではない。それに対して〈舟〉の場合には、〈舟が川を下っていく〉という運動についての知覚の継起が客観的に成立しているものと見なされている。〈家〉と〈舟〉のどちらの場合にも、他のあらゆる知覚におけるのと同様に、我々の知覚内容は継起していく。この点では両者に変わりはない。それにも関わらず、一方は静止したものとして、他方は生起するものとして把握される。それでは、〈生起〉はいかにして他の事象から区別され、まさに〈生起〉として把握されるに至るのか。カントは次のように述べている。

「…私が、この継続のうちには先行する状態との或る連関があつて、この先行する状態から表象は一つの規則に従つて生ずると認めるやいなや、あるいはあらかじめ想定するやいなや、或るものは、出来事として、つまり生起するものとして表象される。」(A198/B243)

すなわちカントによれば、〈生起〉が〈生起〉として認識されうるのは、知覚における継起が規則によって秩序づけられること、すなわち表象が先行する状態との連関において規定されることによって可能となるのである。上流から下流へと流れしていく〈舟〉を把握する際に、それが〈舟が上流を通過する〉・〈舟が下流を通過する〉といった諸表象が単に並んでいるだけではなく、まさに前者から後者が生起するという事態としてとらえられるためには、それら諸表象の連関がこの出来事の知覚の内に含まれていなければならない。そうでなければ、家の知覚と舟の知覚は、ともに知覚の継起にすぎないことになり、また一般に生起する出来事とそれ以外の事象との区別もつかないことになってしまうだろう。

それでは、〈生起〉の把握において成立する諸表象の連関はどのような内実を持っているのか。カントが挙げるのは、(1) 〈生起〉の表象においては、先行する状態と後続する状態を変えることはできない、(2) 先行する状態が定立されるときには、生起の全体をなす出来事は不可避的・必然的に生じる、という二点である。

第一の点でカントが着目しているのは、〈生起〉という事象を構成する諸状態の時間関係である。〈家〉など静止したものの知覚の場合には、知覚においてとらえられる諸状態相互の時間関係は任意である。これに対して物

体の運動など生成変化する事象の場合、その諸状態の時間位置は逆転不可能なものとしてとらえられている。この諸状態相互の時間関係が確定しないければ、〈生起〉は〈生起〉としては成立しない。

また第二の点は、カントの次のような主張に関連していると考えられる。

「…この関係においてその現象 [=後続する状態] が自らの一定の時間位置を獲得しうるのは、その現象が、言い換えれば、一つの規則に従ってそれに後続する或るものか、いつでも先行する状態のうちに前提されているということによってのみである。」(A198/B243)

すなわちここでは、後続状態が先行状態のうちに「前提」として含まれるということが〈生起〉という事象の構造として述べられている。だがこのカントの簡潔な主張は、どのような事柄を含意しているのであろうか。この点について考察してみよう。

第一の点で主張されているように、〈生起〉においては先行状態と後続状態の順序が定まっているのでなければならない。だがこの順序は、まず先行状態・後続状態がそれぞれ独立に把握され、その後にそれらが関連づけられるという仕方で確定されるわけではない。むしろ、後続状態が先行状態の存立を前提するのと同様に、先行状態は後続状態との連関においてはじめて先行状態として存立するのである。つまり、先行状態を後続状態から分離して独立させてとらえようとするならば、もはや先行状態は先行状態とは見なされない。〈生起〉が把握される際には、先行状態は或る後続状態の先行状態として、また後続状態は或る先行状態の後続状態としてそもそも把握されているのである。この先行状態と後続状態の分離不可能性こそが、カントが第二の点で〈生起〉における不可避性・必然性として述べたものであると考えられる。

上述のように、〈生起〉という事象は、先行状態と後続状態の時間関係が不可逆であること、および先行状態が定立されれば後続状態が必然的に生じる、という二点をその内容として含むものとして把握される。このことが、〈生起〉は必ず因果性という枠組のもとで認識されるというカントの主張の内実であると考えられる。もし〈生起〉の把握が上の二点を内容として含んでいないとすれば、それはカントがいうところの主観的な〈表象の戯れ〉と区別がつかないものになってしまふ。具体的には、流れていく舟の把捉と家の把捉がともに継起的なものとして一様である以上、一方を生起する事態として他方から区別されることが不可能になるだろう (cf. A194/B239)。しかし、現に我々が両者を区別しうる以上、そうした見方は正しくない。

このように、カントが扱う因果性とは現象における諸状態の時間的な先後関係としての〈生起〉を成立させるものである。ここで注意しておかねばならないのは、カントの問題意識と我々の日常的な因果理解との間の隔たりについてである。カントが挙げる〈舟が川を下っていく〉といった事例は、日常的には因果関係としてではなく、一つの事象の単なる移り変わりにすぎぬものとしてとらえられるかもしれない。通常、或る出来事に対する原因が探し求められるのは、事象の自明な移り変わりが破られ、それが破られたのは何故なのかという際立った関心を我々が持つ場合であるように思われる。例えば、川を下っていた舟が〈岸に乗り上げた〉、あるいは〈転覆した〉といった不測の事態が生じた場合などにこそ我々は事象の原因を探求する動機を持つのではないだろうか。通常の場合、川を下っていた舟が〈転覆した〉場合に、その前に舟が川の上流を流れていたことが原因とされることはない。それは確かに転覆に先行する状態ではあるが、転覆の原因は舟の積荷のバランスが傾いていたことや、舵取りを誤ったことなどに求められる。こうした特定の関心に基づいて探求される事象こそが原因という意味を持つのではないだろうか。

確かにカントが用いている〈舟が川を下っていく〉という例は、際立った関心に動機づけられて探求された因果関係ではないように見える。しかし、こうした事例をカントが挙げていることは、カントの問題意識の在り処を同時に示しているともいえるのではないか。「第二類推」におけるカントの議論が、日常的に理解される因果関係の意味や、いかなる場合に我々は原因を探求するのかといった問題に向けられていないのは確かであろう。むしろカントの問題意識は、いかなる関心に基づいて探求された原因であれ、一般に因果関係が把握される際に先取りされていなければならぬ枠組としての因果性を際立たせることにあった。因果関係がどのような関心によって探求されるにしても、そこで結果として把握される原因と結果はやはり或る出来事の〈生起〉と見なされるはずであり、時間的な先後関係を固定され、また必然的な結び付きを持ったものとしてとらえられているのでなければならない。カントが行った、特定の関心のような要素を脱色された無動機的な事例に基づいた〈生起〉の分析のうちには、このような洞察が含まれていると考えられる。

しかしこのことを認めたとしても、カントのいう因果性もまた習慣によって獲得されたものなのではないか、という見方も想定されうる。こうした見解は、因果性を含まない知覚の〈主観的継起〉を暗黙のうちに認識の原初的な段階と見なすことから生じてくるものである。最後に、この問題に対するカントの見解について考察する。

### 3.2 〈主観的継起〉の〈客観的継起〉への依存性

カントはいくつかの箇所で、〈主観的継起〉が規則によって規定される以前の認識の低次の段階であるかのように述べている<sup>10</sup>。例えば次のような箇所である。

「…私が私の主観的総合を客観的たらしめるということは、諸現象を、それらが継続するままに、言い換れば、それらが生起するとおりに先行する状態を通じて規定する一つの規則を顧慮して、常に行われる…。」(A195/B240)

しかし、この「規則への顧慮」は、それを欠いた〈主観的継起〉に後から付け加えられるものとして、すなわち実際の認識の一段階として考えられているのではない。むしろそれは、経験的認識に先立ってそれを可能にする事柄として考えられているのである。

「…時間における諸現象の総合的統一の条件としてこの規則を顧慮することがなんとしても経験自身の根拠だったのであり、それゆえアприオリに経験に先行していたのである。」(A196/B241)

「…対象との連関がなすのは、我々の諸表象の結合を或る種の仕方で必然的たらしめて、それらの諸表象を一つの規則に従わせるということ、逆に、我々の諸表象の時間関係における或る種の順序が必然的であることによつてのみ、それらの諸表象に客観的意義が与えられるということ以上の何ものでもない…。」(A197/B242f.)

これらの箇所では、そもそも何らかの諸表象が客観として把握され思考可能になるためには、それらが規則のもとでとらえられていなければならないということが強調されている。このようなカントの見解に従えば、〈生起〉という事態はそもそも〈生起〉として規則のもとでとらえられることによってはじめて客観的に認識可能となるのであって、〈主観的継起〉を〈生起〉と見なすべきか否かを判定する段階は認識としては認められないことになるだろう。実際の経験的認識においては、それが〈生起〉か否かが未決定であるような〈主観的継起〉が素朴な事象そのものとしてまず把握され、その後にこれがカテゴリーによって規定されて〈客観的継起〉として把握される、という過程が辿られるわけではない。むしろカントは次のように主張する。

「…私は、我々が問題とする事例においては、把捉の主観的継起を諸現象の客観的継起から導出しなければならないことになる。というのは、さもなければ把捉の主観的継起は全面的に不定のものとなり、だからいかなる現象も他の現象から区別されないからである。」(A193/B238)

このカントの主張は、具体的には、次のような事柄を含意したものとして解釈できる。すなわち、〈生起〉の認識においては、先行状態と後続状態の表象の〈主観的継起〉をそれぞれ個々に把握した後に、それらを規則によって規定し、客観化する、という手続がとられるわけではない。我々が、客観的な認識が成立するための論理的な前段階として知覚の〈主観的継起〉を設定する際には、常に、すでに成立してしまった〈客観的継起〉を手掛かりとせざるをえない。そして、〈主観的継起〉を構成する諸状態は、〈客観的継起〉から抽象されたものでしかありえない。確かにヒュームが考えるよう、我々は〈上流の舟〉・〈下流の舟〉などといった、流れていく〈舟〉の様々な知覚内容から成る〈主観的継起〉を、未だ因果性のもとでとらえられていない単なる知覚の継起として語ることができる。しかし、それらの諸表象は〈上流から下流に舟が流れていく〉という生起する事態としての〈客観的継起〉の認識から、因果性を考察の上で意図的に除去するという仕方で抽出されたものなのである。

前節で述べたように、〈生起〉の先行状態は後続状態を持つことによってはじめて先行状態として把握されるのであり、また後続状態は先行状態を前提することによってはじめて後続状態として把握される。〈主観的継起〉として再構成された諸表象は、暗黙のうちにこうした表象相互の関連を含んでしまっていると考えられる。むしろ先行状態・後続状態という意味を除去された諸表象から成る〈主観的継起〉なるものは、すでに成立した〈生起〉の客観的認識から遡行的に見出された、認識の論理上の構成契機として見なされるべきものなのであり、〈客観的継起〉から独立に、内容を持った認識として〈主観的継起〉が成立しているわけではないのである。

すなわち、カントの因果論にとって考察の出発点となる第一のものとは、すでに因果性のカテゴリーによって規定された〈客観的継起〉としての〈生起〉の認識でしかありえない。我々は〈生起〉と〈生起〉ではない事象

との区別がなされてしまっている地点から考察を始めざるをえない。考察の出発点としての〈生起〉の認識は、すでに先行状態と後続状態の時間関係や、それらの結び付きの必然性という意味に満たされている。それに対してヒュームは、むしろ〈主観的継起〉を考察の出発点とし、その側からいかに因果性の認識が成立してくるのかを明らかにしようとしていたといえる。しかし、それはカントの立場から見れば、最初から不可能であることが決定づけられた試みであるように思われる。それは、すでに成立している〈客観的継起〉から、考察者が自ら因果性という思考の枠組を（思索の上で）除去することによって設定した〈主観的継起〉のうちに、再び因果性を探し求めることに他ならないからである。

#### 4 結論

本稿ではまずカントの因果論の構図についてヒュームのそれと対比しつつ考察した。カントは「可能的経験」という領域を設定することによって、因果性を思考の枠組として考察する視点を獲得した。すなわち、ヒュームが因果性を経験に基づく偶然的なものと見なしたのに対して、カントは、原因・結果として具体的に規定される内容が経験的で偶然的であることをヒュームと同様に認めつつ、思考の枠組としての因果性そのものは必然的であると考えたのである。

次に我々は、カントの〈生起〉の意味内容に関する分析を検討し、それが（1）〈生起〉を構成する先行状態と後続状態が一定の時間関係のもとに置かれており、また（2）先行状態と後続状態は、相互に依存し合ってはじめてそれぞれの意味を持ちうるという洞察を含んでいることを明らかにした。この議論に基づいて最後に、因果性という枠組によって把握される以前の〈主観的継起〉なるものは、すでに成立している〈客観的継起〉から独立には存立しえないことを示した。

ヒュームの議論では、この未規定の知覚の流れとしての〈主観的継起〉が認識の本源的な段階と見なされている。それゆえにヒュームは、因果性は「恒常的連接」によって〈主観的継起〉に付与されると考えざるをえなかつた。それに対してカントの議論は、そもそも我々は実際に〈生起〉という事態についての認識を持ちうる、という地点から出発し、〈生起〉の意味上不可欠な枠組とは何であるかを問うのである。そして、ヒュームの議論でいえば「恒常的連接」が生じる以前の、因果性のもとで把握される以前の〈生起〉の〈主観的継起〉とは、カントの議論によれば、すでに因果性のもとで成立済みの〈生起〉についての客観的認識に依存してのみ想定されうるものなのである。

このようにカントの議論の中には、因果性の考察がそこから出発せざるをえない地点と、その考察の中で設定される〈主観的継起〉の身分への眼差しを読み取ることができる。この点にカント因果論の特徴的一面があり、そこにヒュームとの根本的な相違点を見出すことができよう。

#### 註

\*カントの著作については次のテキストを使用し、引用箇所は文中に記した。『純粹理性批判』からの引用は慣例に従い、A、B両版のページ数のみを表記した。『プロレゴメナ』からの引用はアカデミー版の巻数とページ数を表記した。

· Kant,I.: *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Meiner, Hamburg, 1998. (邦訳:『純粹理性批判』、原佑訳、理想社、1975年)

· Kant,I.: *Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik*, Felix Meiner, Hamburg, 2001. (邦訳:『プロレゴメナ』、湯本和男訳、理想社、1976年)

\*ヒュームの著作については次のテキストを使用し、引用箇所は文中に記した（第一篇第一部第一節を（1.1.1）のように略す）。

· Hume,D.: *A Treatise of Human Nature*, Dent, London, 1964. (邦訳:『人間本性論 第一巻』、木曾好能訳、法政大学出版局、1995年 / 『人性論』、世界の名著 27、中央公論社、1980年)

\*引用の際の「…」は中略を示す。

1 cf. Bennett, J.: *Kant's Analytic*, Cambridge University Press, 1966, pp.153-159. ベネットはカントの立場を悟性による法則の「賦課」説と呼び、ポパーが提起したような仮説と実験の関係に関する議論との表面上の類似性を指摘するが、結局両者は区別されるべきであると主張し、カントは両者を混同していたとして批判する。なおベネットは、カントのいう「自然の立法者」としての悟性像のうちに

は、悟性は自然がいかなる法則に従うかということまでをも規定するということが含まれていると主張する (Bennett, op.cit., p.158.)。これと類似した見解はガイヤーによてもとられている (cf. Guyer, P.: *Kant and the Claims of Knowledge*, Cambridge University Press, 1987, p.252.)。本稿ではカントに対するこうした見解とは異なった立場をとることになる。

2 ヒュームがここで論じる「必然性」は、カントの必然性のカテゴリーとは別種のものと考えられる必要がある。

3 これに対しカントは、原因と結果がしばしば同時に存在すると見なされうる、と考える。経験の「第二類推」における議論においてカントは暖炉（原因）と室内の暖かさ（結果）という例を挙げ、原因と結果の間に継起的系列が存在しない事例がありうること、すなわち原因と結果が同時に存在しうることを主張する (cf. A202f./B247f.)。ここから読み取りうることは、カントが原因・結果となる客観について述べているのに対し、ヒュームは原因・結果となる事象が生起した時点を問題にしているということである。

4 ヒュームによれば、原因から結果への推理は理性によって規定されるとはいえない。というのは、その場合には〈まだ経験していない事例はすでに経験した事例に類似しなければならない、つまり自然の推移は常に一様で同じであり続ける〉 (cf. 1.3.6.) という原理が前提されねばならないからである。しかし、このような原理を論証することはできない。原因から結果への推理が「恒常的連接」に基づいているとする以上、それは経験に起因するといわねばならない。したがって、論理的推論だけによって原因と結果の必然的結合を見出すことはできない。さらに、我々が原因と結果の「恒常的連接」を経験した後でさえも、なぜその経験において観察された個々の実例以上に——すなわち未経験の事象にまで——両者の関係を拡大して適用しうるのかを示すことはできないのである。結局ヒュームによれば、原因から結果への推理は理性によって規定されるのではなく、「想像」——すなわち、対象の観念を連合し、結び合わせる原理——によって規定される。我々は、この「恒常的連接」がなぜ起こるのかという理由を知ることはできない。ただ事象を観察し、そのうちに「恒常的連接」を見出すことによって原因・結果と見なされる事象の観念が結び付けられると述べることができるのみなのである。

5 杖下は、ヒュームの見解が、一方では「心身を究極的に支配する因果」への不可知的態度を表明しながらも、他方では、観察可能な人間の行為において因果的連関が成立していることは確実であり、そこに懷疑の入りこむ余地はないとする、という「二面性」を持つことを指摘する。すなわち、ヒュームは決して因果的連関を空想の「虚構」と見なしたのではなく、蓋然性を越えて立証されうるものであるという性格を因果に承認している、というのである (cf. 杖下隆英『ヒューム』、勁草書房、1994年、p.83f.)。

6 すなわちカントが考える因果の必然性とは、悟性が経験において世界に因果秩序を必然的に「負わせる」という意味において理解されねばならない (cf. Bennett, op.cit., p.157f.)。

7 なおベネットは、カントが、事象内容を含んだ個々の因果法則を、悟性の「純粹法則」（経験を成立させる枠組としての法則）の特殊な規定と見なしていたことを指摘する (cf. Bennett, op.cit., p.158.)。

8 このような主張をめぐる「第二類推」の議論は、我々が把握する様々な出来事の原因とそれが従う法則を探し求める「権限」を保証しようとするものとして理解することもできるだろう (cf. Allison, H. E.: *Kant's Transcendental Idealism*, Yale University Press, 2004, p.258.)。

9 ここでカントは、この強制を〈生起〉の認識の条件として提示しているわけではない。むしろ与えられた個々の〈生起〉の実例において見出される不可逆性を〈生起〉という事態の構造として一般化していると考えられる (cf. Allison, op.cit., p.255f.)。

10 ヒュームの議論においてはこうした認識の段階が承認されていたように思われる。「恒常的連接」によって因果関係が見出される以前の知覚の継起の段階がそれである。ヒュームの立場に従えば、〈舟が川を下っていく〉という事態と〈家〉の知覚は、どちらも平等に〈生起〉と見なされる資格を有していることになるだろう。

(2005年12月1日受理)